

一般財団法人 大森昌三記念財団 奨学生募集要項

一般財団法人 大森昌三記念財団（以下「当財団」という）は、もの作りに携わり、技術の向上およびもの作りに関する研究を行う学生を支援するために奨学金の給付を行います。

1. 特徴

(1) 義務

- ① 当財団の奨学金に返還の義務はありません
- ② 奨学金の給付を受けても入社等の付帯義務を負うものではありません
- ③ 必要書類の提出や必要事項の報告など「奨学生の義務」が生じます（詳細は「8.奨学生の義務」を参照してください）

(2) 併給

当財団の奨学金は、他の奨学金との併給が可能です。
（ただし当財団以外の奨学金は併給不可の場合がありますのでご注意ください）

2. 奨学金給付概要

(1) 給付金額・期間

すべての学生の給付金額および支給期間は下記のとおりとします。

【支給金額】月額30,000円

【支給期間】最短修業年数期間

(2) 給付方法

毎月25日に当月分を奨学生指定の口座に振込みます。
※振込日が金融機関の休業日の場合は前営業日の振込みとなります

3. 応募資格

(1) 日本国内の大学・大学院に在籍し（※除く大学1年生）、もの作りに関する知識・技術について修学している者

(2) 2025年4月2日現在で下記年齢の者

- ① 大学院生（博士課程） 満 33歳 以下
- ② 大学院生（修士課程） 満 26歳 以下
- ③ 大学生 満 23歳 以下

(3) 在学する学校長等が推薦する者

(4) 学費の支弁が困難と認められる者

(5) 人柄が優れている者

(6) $S+A+B$ ／秀＋優＋良（点数の場合は100～71）を取得した科目数の合計比率が科目数全数に対し80%以上の者

※ 大学院生（博士課程）は、博士・修士・学部の各成績がすべて上記条件を満たす者

※ 大学院生（修士課程）は、修士・学部の各成績がすべて上記条件を満たす者

※ 合否のみの科目は算定範囲から除外

(7) 反社会的勢力との関わりを有しない者

4. 募集概要

(1) 募集期間（予定）

2025年4月1日（火）～6月20日（金）

(2) 採用予定人数

25名程度

5. 応募方法

(1) 提出書類

① 奨学生願書(指定書式、自筆)

※「奨学生願書③」に限りダウンロードした指定書式への入力または指定書式以外の提出も可

※ 指定書式以外で別途作成し提出の場合はA4用紙 5枚以内

② 写真(縦4cm×横3cmで裏面に記名の上、①の奨学生願書に貼付)

③ 在学証明書(原本)

④ 成績証明書(原本)

※ 余白に各評点(S・Aまたは秀・優など)の個数と全体に占める割合(%)をそれぞれ記入
なお評点が数値の場合は「100～91点」「90点～81点」「80点～71点」「70点以下」で割合をそれぞれ記入

※ 評点が「合」・「認」のみの科目は算定から除外

※ 大学院生(博士課程)は修士・学部の成績証明書提出必須

※ 大学院生(修士課程)は学部の成績証明書提出必須

※ 高等専門学校から大学に編入した場合は高等専門学校の成績表証明書提出必須

※ 高専・学部・修士・博士の成績表それぞれで合計比率を算出

⑤ 推薦書(原本)

※ 学長・研究科・専攻長・指導教官のうちいずれか1名により書かれたもの

※ 当財団指定書式はないための書式等を使用のこと

⑥ 本人の年収額証明書類【2024年度分】

※ 学生本人の2024年度分の収入額を証明する書類(源泉徴収票等)を提出

※ 収入がない場合には、それを証明するもの(非課税証明書等)を提出

⑦ 家族の年収額証明書類【2024年度分】(父母・兄弟姉妹 全員分)

※ 同居の祖父母がいる場合は祖父母分も提出

※ 兄弟姉妹が在学中の場合は不要

※ 離別または死別の場合は不要

※ 年収額証明の書類は「源泉徴収票」・「納税証明書」・「所得証明書」のいずれか (写し可)

※ 留学生で家族が外国に在住の場合も年収額証明の書類(会社からの収入証明等)を提出

(2) 特記事項

① 提出書類はすべてA4サイズ、片面印刷に統一し、ホチキス留めせず、申請者ごとにクリップでまとめてご提出ください。

② 提出書類に不備があった場合は選考対象外となります。

③ 提出書類は返却いたしません。

④ 提出書類の書式データは当財団HPに掲載しています。(HP: <http://www.omorishozo.or.jp/>)

(3) 提出期限

大学受付期限：2025年5月20日（火）17時

専用フォームまたは窓口まで提出

6月20日(金)【郵送必着】 ※必ず大学の奨学金窓口を通じてご応募ください。

(4) 書類郵送先

~~〒343-0822 埼玉県越谷市西方2761番地 一般財団法人 大森昌三記念財団事務局 宛~~

6. 選考、可否通知

(1) 奨学生としての採否は書類選考および面接※により総合的に勘案し決定します。

※ 面接は書類選考通過者のみ実施

(2) 選考の可否通知は、いずれも大学の奨学金ご担当者様宛に送付いたします。

【選考スケジュール(予定)】

4月 1日	新規応募受付開始
6月 20日	新規応募受付締切
7月上旬	書類選考通過者へ面接案内
7月中旬～ 月下旬	面接実施(WEB)
8月中旬～ 月下旬	面接可否通知
8月下旬	新規奨学生説明会(WEB)
9月上旬	手続き期間
9月 25日	初回振込日

7. 奨学生採用後の流れ

(1) 給付開始時期

2025年9月から奨学金給付を開始します。

(2) 初回給付額

初回の給付は6ヵ月分(2025年5～9月分)となります。

8. 奨学生の義務

(1) 指定期日までに下記書類の提出およびメール返信等を遅滞なく行うこと

① 奨学生確認書(指定書式、自筆)

② 成績証明書(原本)

③ 在学証明書(原本)

④ 本人および家族の年収額証明書類

※ 「源泉徴収票」「確定申告」「納税証明書」、市区町村発行の「所得証明書」のいずれか

※ 各書類の写し可

⑤ 活動報告書(指定書式)

⑥ その他、当財団が定めた書類

⑦ 毎月の奨学金振込み確認メールの返信

(2) 下記の場合は速やかに大学を通じて財団に届け出ること

① 休学するとき

② 復学するとき

③ 転学または退学するとき

④ 停学その他処分を受けたとき

⑤ 留学するとき(3ヶ月以上)

⑥ 当財団に登録した情報(氏名、住所、メールアドレス、学校名等)に変更があったとき

(3) 財団が主催するイベントへ積極的に参加すること

9. 奨学生資格の喪失

下記の事由に該当したときは、当財団の奨学生としての資格を喪失します

- (1) 停学となったとき
- (2) 退学したとき
- (3) 奨学生本人より辞退の申し出があったとき
- (4) 奨学金の給付一時停止後、当財団が奨学生に提示する停止解除の要件を適切に満たさなかったとき
- (5) 正当な理由なく、奨学生の義務を果たさなかったとき
- (6) 学業成績、品行が著しく不良であるとき
- (7) 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- (8) その他、当財団の奨学生として適当ではない事実があったとき

10. 個人情報に関する取り組み

- (1) ご提供いただいた個人情報は、「一般財団法人 大森昌三記念財団個人情報保護に関する基本方針」に従い適切に管理します。
- (2) ご提供いただいた個人情報は、当財団において、奨学金の給付、奨学生に対する指導助言、その他当財団の目的を達成するために必要な範囲内で利用させていただきます。
- (3) 業務の遂行上必要な範囲で、ご提供いただいた個人情報を外部の業務委託先に開示する場合があります。
- (4) (3)の場合、当該業務委託先と個人情報の取扱いに関する取決めを行い、個人情報保護に万全を期すよう努めます。
- (5) ご提供いただいた個人情報に関するご確認、ご質問および変更等については、大学窓口を通じてお問合せください。

【問合せ先】

~~E-mail: info@omorishozo.or.jp~~

~~担 当: 一般財団法人 大森昌三記念財団 事務局~~

H P: <http://www.omorishozo.or.jp/>

※ 個人からの直接の問合せ・応募は受け付けておりません
必ず大学の担当窓口を通じてお問合せ・ご応募ください

以上